農作業安全の手引き

平成２５年３月

岐阜県農政部農産園芸課

は　じ　め　に

全国の農作業死亡事故発生件数は、農林水産省が調査を始めた３０年前と同様、ここ数年間４００件前後で推移しています。しかし、近年農業就業者人口が大きく減少していることを踏まえると、事故の発生割合は確実に増加していると推察することができます。

一方、本県における農作業死亡事故については、毎年８件前後発生しています。中でも、高齢者の農業機械利用に伴う事故の発生が目立っている状況です。

こうした状況の改善を図るためには、事故の発生状況や発生要因等を的確に把握することはもとより、農業機械を利用する農業者及び関係者等が安全意識、機械を利用するための知識及び技能の向上を図っていくことが重要です。

この手引きは、関係機関の御協力を得て、農作業事故の関連情報及び農作業安全対策についてまとめたものです。農作業事故の全体像をつかむことは容易ではなく、農作業安全についても、これを行えば万全といった対策はありませんが、本手引きが各地域における農作業安全運動の推進の一助となれば幸いです。

平成２５年３月

岐阜県農政部農産園芸課長

目　　　次

１　農作業死亡事故発生

（１）農作業死亡事故発生件数の推移

平成２２年における県下の農作業死亡事故の発生件数は、昨年と横ばいである１０件となった。特に６０歳以上の高齢者を中心に機械作業中又は走行中に発生している事故が多い事が要因として挙げられる。

本調査については、厚生労働省の「人口動態調査」に係る死亡個票を閲覧するなどの方法により把握したもので、傷害事故など軽度の事故で済んだ事故、いわゆる水面下の農作業事故は現実的にはかなりの件数に及ぶと思われる。

（表－１）農作業死亡事故発生確認件数（平成１３年～平成２２年）

年次	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	平均
件数	5	16	6	9	6	6	6	3	10	10	8

（２）農作業事故の発生状況

①機種別発生状況

農業機械作業における機種別の事故発生状況をみると、乗用トラクター・耕耘機・コンバインによる事故が毎年発生しています。

また、その他には、草刈り機や運搬車の事故が含まれ、近年では多数の機械事故が報告されている状況となっています。

図－２ 機種別発生状況

②月別発生状況

月別の発生状況は、農繁期である５月及び９月に特に事故が多発しており、４月から６月はトラクターによる事故、８月から１１月にかけては、コンバインの事故が目立ちます。

（表－２）月別事故発生状況（平成１３年～平成２２年）

年次＼月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
１３		1		2 (1)	3	5	1 (1)	5 (2)	10	4 (1)		1	32 (5)
１４			1 (1)	3 (2)	4 (3)	3 (1)	3 (3)	2 (1)	6 (4)	3	2 (1)		27 (16)
１５			2 (2)		1 (1)				1 (1)	2 (2)			6 (6)
１６				3 (3)	2 (2)			1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)		9 (9)
１７		1 (1)	1 (1)			1 (1)	1 (1)	2 (2)					6 (6)
１８		1 (1)		1 (1)			1 (1)		1 (1)			2 (2)	6 (6)
１９						2 (2)		1 (1)	1 (1)			2 (2)	6 (6)
２０					1 (1)				1 (1)	1 (1)			3 (3)
２１		1 (1)		1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)		2 (2)		2 (2)	10 (10)
２２	1 (1)					2 (2)	2 (2)	2 (2)		1 (1)	2 (2)		10 (10)
計	1 (1)	4 (3)	4 (4)	10 (8)	12 (8)	14 (7)	9 (9)	14 (10)	21 (9)	14 (8)	5 (4)	7 (6)	115 (77)

③場所別発生状況

場所別に事故発生状況をみると、ほ場での事故発生件数が約６０％を占めています。

ほ場内における事故は、乗用トラクターやコンバインによる事故が多くみられます。また、路上における事故が次いで多く、ほ場間の移動やほ場へ向かう途中、帰る途中に誤って転倒や転落する事故が報告されています。

（表－３）場所別事故発生状況（平成１３年～平成２２年）

場所／年次	ほ場	道路	作業舎	その他	計
１３	14	3	9	6	32
１４	19	3	2	3	27
１５	46	1	3	9	59
１６	73	10	9	18	110
１７	1	3	1	1	6
１８	1	2	2	1	6
１９	1	2	2	1	6
２０	1	1	-	1	3
２１	6	2	-	2	10
２２	7	3	-	-	12
計	169	30	28	42	269

④年齢別発生状況

年齢別の事故発生状況をみると、６０歳以上の事故が総件数の約９０％を占めており、農業者の高齢化とともに、農作業事故に占める高齢者の割合が非常に高くなっています。

（表－４）年齢別事故発生件数（平成１３年～平成２２年）

年齢＼年次	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	計
70 歳以上	18	15	40	70	4	5	4	3	7	8	174
60～69	6	9	16	34	1	1	2		2	2	73
50～59	5	2	2	4	1				1		15
40～49		1		2							3
39 歳以下	3		1								4
計	32	27	59	110	6	6	6	3	10	12	269

⑤男女別発生状況

男女別の事故発生状況をみると、男性が１９６件、女性が７３件となっています。

事故の内容としては、男性は主に機械操作中、女性は機械操作の補助を行っている際に事故に遭っています。

（表－５）男女別事故発生状況（平成１３年～平成２２年）

年次 性別	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	計
男性	26	25	31	78	6	5	6	3	9	7	196
女性	6	2	28	32	-	1	-	-	1	3	73

⑥受傷部位・内容別発生状況

受傷部位・内容別の事故発生状況をみると、トラクターでは、転倒転落によって下敷きとなり、圧迫や外傷性ショックなどにより死亡するケースが非常に多くなっています。

耕耘機では、後進時に障害物との間に体が挟まれ、胸部を圧迫される事故や、ロータリーに巻き込まれて、足を切断する事故がみまれます。

コンバインでは、脱穀部への巻き込まれによる手指の切断や裂傷、また、草刈り機使用中の異物の飛散や刃部に接触しての切傷などがみられます。

（表－６）受傷部位・内容別事故発生状況（平成１３年～平成２２年）

年次	件数	受傷部位					受傷内容				
		手	足	頭部	全身	その他	切傷	骨折	切断	打撲	その他
１３	32	16	8	2	5	1	14	6	2	2	8
１４	27	8	2	4	10	3	4	5	2	-	1
１５	59	12	16	8	17	6	7	22	-	3	21
１６	110	42	21	9	11	27	32	35	-	18	16
１７	6	-	-	4	1	1					
１８	6	-	-	1	-	5					
１９	6	-	-	3	3	-					
２０	3	-	-	-	2	1					
２１	10	-	2	2	2	4					
２２	10		2	1	1	6					
計	269	78	51	34	52	54	57	68	4	23	46

２　農作業事故の発生原因

農作業事故の発生原因については、機械の転落・転倒、人の転落・転倒、機械への挟まれ・巻き込まれが多く、総件数の約７０％を占めています。

（表－７）農作業事故の発生原因（平成１３年～平成２２年）

原因 / 年次	機械の転倒・転落	人の転倒・転落	他車との事故	挟まれ・巻き込まれ	刃部の事故	その他	計
１３	7	1	-	8	13	3	32
１４	9	5	-	6	5	2	27
１５	3	45	-	5	4	2	59
１６	8	46	1	20	20	15	110
１７	1	2	2	1	-	-	6
１８	1	2	-	-	-	3	6
１９	2	2	-	2	-	-	6
２０	2	-	-	1	-	-	3
２１	2	-	1	3	-	4	10
２２	1	2	-	1	-	6	10
計	36	105	4	47	42	35	269

図－６　農作業事故の発生原因

３　全国の農作業事故調査結果（死亡小票調査）

平成２４年４月２０日
農　林　水　産　省

平成２２年の農作業死亡事故は３９８件

平成２２年に発生した農作業による死亡事故は、３９８件でした。

事故別区分では、農業機械作業によるものが２７８件（７０％）、農業用施設作業によるものが１４件（４％）、機械・施設以外の作業によるものが１０６件（２７％）となっています。

また、年齢階層別には、６５歳以上の農業者による事故が３２１件と死亡事故全体の８１％を占めています。

※　本調査は、厚生労働省が公表した平成２１年の「人口動態調査」の小票を全国の保健所において閲覧する等の方法により集計したものです。

平成22年に発生した農作業死亡事故の概要

1　調査方法

本調査は、全国における農作業に伴う死亡事故の発生実態及びその原因等を把握することを目的として、平成22年1月1日～12月31日までの1年間の農作業死亡事故について、都道府県職員が厚生労働省の「人口動態調査」に係る死亡小票を閲覧する等の方法により実施した。

2　調査結果の概要

2－1　概要　【表1参照】

（1）　平成22年の農作業死亡事故件数は、398件となっており、例年と同水準となっている。

（2）　事故区分別にみると、

①　農業機械作業に係る事故（以下「機械に係る事故」という。）は、278件（70%）

②　農業用施設作業に係る事故（以下「施設に係る事故」という。）は、14件（4%）

③　農業機械・施設以外の作業に係る事故（以下「それ以外の事故」という。）は、106件（27%）

となっており、それぞれの割合は例年と同じ傾向となっている。

（3）　年齢階層別にみると、65歳以上の高齢者の事故が321件となり、事故全体に占める割合は81%となっている。また、80歳以上でみると、134件となり、34%を占めている。　【表5参照】

（4）　男女別にみると、男性が334件（84%）、女性が64件（16%）となっている。

2－2　「機械に係る事故」の発生状況

（1）　機種別事故発生状況　【表1参照】

機種別では、「乗用型トラクター」による事故が最も多く、114件(機械に係る事故の41%)、次いで「歩行型トラクター」が50件（18%)、「農用運搬車（動力運搬車、農業用トラック等)」が46件（17%）と、これらの3機種で機械に係る事故の76%を占めている。

（2）　原因別事故発生状況　【表2参照】

乗用型トラクターでは、「機械の転落・転倒」が84件（当該機種による事故の74%）と最も多く、次いで「回転部等への巻き込まれ」が10件（9%）となっている。

歩行型トラクターでは、「挟まれ」が26件（当該機種による事故の52%）と最も多く、次いで「回転部等への巻き込まれ」が10件（20%）となっている。

また、農用運搬車では、「機械の転落・転倒」が17件（37%）と最も多く、次いで「ひかれ」が9件（20%）となっている。

２－３　「施設に係る事故」の発生状況　【表３参照】

施設に係る事故は、作業舎の屋根等、高所からの「墜落、転落」が9件（施設に係る事故の64%）と最も多くなっている。

２－４　「農業機械・施設作業以外の事故」の発生状況　【表４参照】

それ以外の事故は、「ほ場、道路からの転落」が34件（それ以外の事故の32%）と最も多く、次いで「熱中症」が26件（25%）となっている。

２－５　「月別の事故」の発生状況　【表６参照】

月別では、「５月」が56件（14%）と最も多く、次いで「８月」51件（13%）、「６月」49件（12%）となっている。

表１　農作業中の死亡事故発生状況

（単位：件、%）

区分		平成13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
事故発生件数計		396	384	398	413	395	391	397	374	408	398
農業機械作業に係る事故		272 (100.0) {68.7}	269 (100.0) {70.1}	282 (100.0) {70.9}	295 (100.0) {71.4}	263 (100.0) {66.6}	242 (100.0) {61.9}	259 (100.0) {65.2}	260 (100.0) {69.5}	270 (100.0) {66.2}	278 (100.0) {69.8}
	乗用型ﾄﾗｸﾀｰ	146 (53.7)	123 (45.7)	132 (46.8)	135 (45.8)	124 (47.1)	115 (47.5)	115 (44.4)	129 (49.6)	122 (45.2)	114 (41.0)
	歩行型ﾄﾗｸﾀｰ	38 (14.0)	47 (17.5)	43 (15.2)	54 (18.3)	55 (20.9)	26 (10.7)	35 (13.5)	35 (13.5)	36 (13.3)	50 (18.0)
	農用運搬車	32 (11.8)	45 (16.7)	37 (13.1)	39 (13.2)	30 (11.4)	53 (21.9)	45 (17.4)	35 (13.5)	30 (11.1)	46 (16.5)
	自脱型ｺﾝﾊﾞｲﾝ	9 (3.3)	11 (4.1)	13 (4.6)	11 (3.7)	10 (3.8)	6 (2.5)	10 (3.9)	9 (3.5)	17 (6.3)	15 (5.4)
	動力防除機	7 (2.6)	2 (0.7)	4 (1.4)	5 (1.7)	4 (1.5)	3 (1.2)	4 (1.5)	5 (1.9)	9 (3.3)	8 (2.9)
	動力刈払機	4 (1.5)	5 (1.9)	8 (2.8)	11 (3.7)	3 (1.1)	1 (0.4)	6 (2.3)	3 (1.2)	11 (4.1)	7 (2.5)
	その他	36 (13.2)	36 (13.4)	45 (16.0)	40 (13.6)	37 (14.1)	38 (15.7)	44 (17.0)	44 (16.9)	45 (16.7)	38 (13.7)
農業用施設作業に係る事故		17 {4.3}	17 {4.4}	24 {6.0}	24 {5.8}	23 {5.8}	26 {6.6}	21 {5.3}	17 {4.5}	18 {4.4}	14 {3.5}
機械・施設以外の作業に係る事故		107 {27.0}	98 {25.5}	92 {23.1}	94 {22.8}	109 {27.6}	123 {31.5}	117 {29.5}	97 {25.9}	120 {29.4}	106 {26.6}
性別	男	331 {83.6}	329 {85.7}	351 {88.2}	354 {85.7}	341 {86.3}	330 {84.4}	333 {83.9}	325 {86.9}	337 {82.6}	334 {83.9}
	女	65 {16.4}	55 {14.3}	47 {11.8}	59 {14.3}	53 {13.4}	61 {15.6}	64 {16.1}	49 {13.1}	71 {17.4}	64 {16.1}
うち ６５歳以上層に係る事故		286 {72.2}	291 {75.8}	295 {74.1}	297 {71.9}	298 {75.4}	305 {78.0}	286 {72.0}	296 {79.1}	324 {79.4}	321 {80.7}

注：１　｛　｝内は、事故発生件数計を100とした場合の割合である。
　　２　（　）内は、農業機械作業に係る事故における機種別の割合である。
　　３　14年は未実施の府県がある。
　　４　17年の性別については、不明が１名いる。

表２　農業機械作業に係る死亡事故の機種別・原因別件数

（単位：件、%）

事故発生原因＼事故区分	農業機械作業に係る事故							合計
	乗用型ﾄﾗｸﾀｰ	歩行型ﾄﾗｸﾀｰ	農用運搬車	自脱型ｺﾝﾊﾞｲﾝ	動力防除機	動力刈払機	その他	
機械の転落・転倒	84 (73.7)	7 (14.0)	17 (37.0)	7 (46.7)	2 (25.0)	1 (14.3)	10 (26.3)	128 (46.0)
ほ場内	54 (47.4)	3 (6.0)	6 (13.0)	4 (26.7)	2 (25.0)	1 (14.3)	3 (7.9)	73 (26.3)
道路から	30 (26.4)	4 (8.0)	11 (24.0)	3 (20.0)	0	0	7 (18.5)	55 (19.8)
道路上での自動車との衝突	6 (5.3)	2 (4.0)	1 (2.2)	0	0	0	1 (2.6)	10 (3.6)
挟まれ	2 (1.8)	26 (52.0)	7 (15.2)	4 (26.7)	2 (25.0)	2 (28.6)	4 (10.5)	47 (16.9)
ひかれ	5 (4.4)	1 (2.0)	9 (19.6)	2 (13.3)	0	0	2 (5.3)	19 (6.8)
回転部等への巻き込まれ	10 (8.8)	10 (20.0)	0	0	1 (12.5)	0	9 (23.7)	30 (10.8)
機械からの転落	4 (3.5)	1 (2.0)	5 (10.9)	1 (6.7)	1 (12.5)	0	4 (10.5)	16 (5.8)
その他	3 (2.6)	3 (6.0)	7 (15.2)	1 (6.7)	2 (25.0)	4 (57.1)	8 (21.1)	28 (10.1)
計	114 (100.0)	50 (100.0)	46 (100.0)	15 (100.0)	8 (100.0)	7 (100.0)	38 (100.0)	278 (100.0)

注：１　（　）内は、事故発生原因の計に対する割合を示す。

２　事故区分の「その他」は、左記以外の機械（ショベルローダー等）の他、機種不明の場合を含む。

表３　　農業用施設作業に係る事故の原因別件数の推移

（単位：件、％）

区分	平成18年	19年	20年	21年	22年
墜落、転落	10 (38.5)	14 (66.7)	10 (58.8)	9 (50.0)	9 (64.3)
落下物によるもの	1 (3.8)	2 (9.5)	1 (5.9)	1 (5.6)	2 (14.3)
農薬による中毒	1 (3.8)	0	0	0	0
COガス等による中毒	4 (15.4)	2 (9.5)	2 (11.8)	2 (11.1)	0
酸素欠乏によるもの	4 (15.4)	0	3 (17.6)	4 (22.2)	1 (7.1)
感電	0	0	0	0	0
火・熱によるもの	0	0	0	0	0
その他	6 (23.1)	3 (14.3)	1 (5.9)	2 (11.1)	2 (14.3)
計	26 (100.0)	21 (100.0)	17 (100.0)	18 (100.0)	14 (100.0)

注：（　）内は割合を示す。

表４　　農業機械・施設以外の作業に係る事故の原因別件数の推移

（単位：件、％）

区分	平成18年	19年	20年	21年	22年
ほ場、道路からの転落	18 (14.6)	38 (32.5)	28 (28.9)	32 (26.7)	34 (32.1)
木等の高所からの転落	20 (16.3)	13 (11.1)	11 (11.3)	13 (10.8)	7 (6.6)
道路上での事故	2 (1.6)	3 (2.6)	5 (5.2)	0	1 (0.9)
稲ワラ焼却中等の火傷	20 (16.3)	26 (22.2)	19 (19.6)	36 (30.0)	12 (11.3)
家畜によるもの	2 (1.6)	4 (3.4)	6 (6.2)	3 (2.5)	4 (3.8)
農薬による中毒	3 (2.4)	4 (3.4)	2 (2.1)	1 (0.8)	2 (1.9)
蛇、昆虫によるもの	3 (2.4)	0	1 (1.0)	1 (0.8)	2 (1.9)
落雷によるもの	0	1 (0.9)	0	1 (0.8)	0
刃部によるもの	1 (0.8)	1 (0.9)	1 (1.0)	0	1 (0.9)
溺水	20 (16.3)	4 (3.4)	3 (3.1)	7 (5.8)	10 (9.4)
作業中の病気によるもの	23 (18.7)	22 (18.8)	20 (20.6)	12 (10.0)	28 (26.4)
うち熱中症によるもの	11 (47.8)	17 (77.3)	12 (60.0)	7 (58.3)	26 (92.9)
その他	11 (8.9)	1 (0.9)	1 (1.0)	14 (11.7)	5 (4.7)
計	123 (100.0)	117 (100.0)	97 (100.0)	120 (100.0)	106 (100.0)

注：（　）内は割合を示す。

表５　　年齢階層別事故発生件数の推移

（単位：件、%）

区　　分		平成18年	19年	20年	21年	22年
30歳未満		4 (1.0)	6 (1.5)	5 (1.3)	3 (0.7)	3 (0.8)
30～39歳		4 (1.0)	6 (1.5)	1 (0.3)	5 (1.2)	5 (1.3)
40～49歳		3 (0.8)	18 (4.5)	12 (3.2)	5 (1.2)	4 (1.0)
50～59歳		46 (11.8)	58 (14.6)	33 (8.8)	37 (9.1)	38 (9.5)
60～64歳		29 (7.4)	23 (5.8)	27 (7.2)	34 (8.3)	27 (6.8)
65～69歳		53 (13.6)	44 (11.1)	41 (11.0)	38 (9.3)	28 (7.0)
70～79歳		159 (40.7)	148 (37.3)	149 (39.8)	165 (40.4)	159 (39.9)
80歳以上		93 (23.8)	94 (23.7)	106 (28.3)	121 (29.7)	134 (33.7)
計		391 (100.0)	397 (100.0)	374 (100.0)	408 (100.0)	398 (100.0)
	うち６５歳以上	305 (78.0)	286 (72.0)	296 (79.1)	324 (79.4)	321 (80.7)

注：（　）内は割合を示す。

表６　月別の死亡事故発生状況

（単位：件、％）

区　分	平成18年	19年	20年	21年	22年
１月	19 (4.9)	12 (3.0)	8 (2.1)	18 (4.4)	13 (3.3)
２月	21 (5.4)	18 (4.5)	15 (4.0)	15 (3.7)	12 (3.0)
３月	27 (6.9)	21 (5.3)	18 (4.8)	28 (6.9)	16 (4.0)
４月	41 (10.5)	43 (10.8)	43 (11.5)	45 (11.0)	31 (7.8)
５月	55 (14.1)	49 (12.3)	55 (14.7)	41 (10.0)	56 (14.1)
６月	47 (12.0)	48 (12.1)	27 (7.2)	45 (11.0)	49 (12.3)
７月	32 (8.2)	37 (9.3)	36 (9.6)	34 (8.3)	46 (11.6)
８月	36 (9.2)	48 (12.1)	44 (11.8)	45 (11.0)	51 (12.8)
９月	28 (7.2)	32 (8.1)	36 (9.6)	52 (12.7)	42 (10.6)
１０月	41 (10.5)	41 (10.3)	45 (12.0)	43 (10.5)	39 (9.8)
１１月	25 (6.4)	24 (6.0)	31 (8.3)	23 (5.6)	30 (7.5)
１２月	19 (4.9)	21 (5.3)	16 (4.3)	19 (4.7)	13 (3.3)
合計	391 (100.0)	397 (99.2)	374 (100.0)	408 (100.0)	398 (100.0)

注：（　）内は割合を示す。

（参考）　都道府県別農作業死亡事故発生件数

（単位：件）

都道府県名	平成18年	19年	20年	21年	22年
北海道	28	16	12	18	18
青　森	15	15	11	6	9
岩　手	15	21	20	7	12
宮　城	12	6	7	10	9
秋　田	12	5	11	9	14
山　形	―	5	9	12	11
福　島	14	15	18	19	22
茨　城	10	14	8	10	10
栃　木	6	11	4	4	9
群　馬	7	15	12	10	9
埼　玉	8	11	4	9	6
千　葉	6	4	6	7	8
神奈川	―	4	―	6	―
山　梨	11	9	5	6	8
長　野	7	13	10	17	13
静　岡	13	8	6	10	4
新　潟	18	11	13	18	18
富　山	6	7	7	5	11
石　川	6	―	―	―	4
福　井	―	―	―	―	―
岐　阜	6	6	―	10	8
愛　知	8	―	6	6	7
三　重	5	―	5	6	9
滋　賀	―	―	5	―	4
京　都	―	4	―	―	―
大　阪	―	―	―	―	―
兵　庫	12	9	8	20	17
奈　良	5	―	5	4	―
和歌山	―	6	―	―	4
鳥　取	4	5	―	―	―
島　根	8	8	5	5	―
岡　山	9	14	12	11	9
広　島	9	22	9	8	7
山　口	13	12	6	14	8
徳　島	5	―	6	6	4
香　川	10	―	―	5	6
愛　媛	10	18	13	19	13
高　知	―	6	10	6	6
福　岡	―	7	19	16	11
佐　賀	7	11	12	5	13
長　崎	5	7	13	12	11
熊　本	14	―	23	15	14
大　分	8	9	14	13	10
宮　崎	14	15	11	12	16
鹿児島	22	19	14	19	7
沖　縄	―	7	―	4	6
全国計	391	397	374	408	398

注：１　東京都は本調査の対象外である。

２　事故件数が０～３件の道府県は「-」で示している。

３　本調査結果は、厚生労働省の人口動態調査・死亡小票等によるものであり、各道府県が独自に実施している事故調査の結果と異なる場合がある。

４　道府県毎に農業者数や機械化の状況、農作業に係る環境等が異なるため、県ごとの事故件数の多少について、単純な比較はできない。

４　農作業安全に関するアンケート調査結果

○農作業中にヒヤリとしたこと（ヒヤリとした時）

・ほ場への出入り、機械運搬時の積降
・コンバインの藁づまりの整備
・草刈り時に跳ね上げで痛い思いをした
・コンバインの点検中に急に回転を始めた（エンジン停止をしていなかった）
・傾斜地にトラクターを止め降車後、ブレーキがゆるく動き出した
・ブリッチがはずれトラクターが脱輪
・耕耘機作業でバック時挟まれそうになった
・草刈機の点検中にこぼれた燃料に引火
・田植え後、ほ場から出る時に転倒しそうになった
・消毒作業中に畦ですべり尻餅をついた
・トラクター走行中に路肩により過ぎた
・坂道でのトラクターの急旋回
・トラックから機械を降ろす時にクラッチを押してしまった
・コンバインでバックした時、後部に人がいた

○農作業安全のために気をつけていること

・作業前の機械点検を行う
・作業にふさわしい服装、安全装備をする
・作業機のまわりに人がいない等安全確認を行う
・作業にゆとりを持ち、急がない
・ほ場へのコンバイン、トラクター等出し入れ時に十分注意して行う
・エンジンを止めてから機械点検を行う
・道路走行時に路肩に注意する
・低速運転を行う
・適度に休憩をとる

※これまでに岐阜県内で行った農作業安全講習会におけるアンケート調査の結果から

５　地域ぐるみでの農作業安全対策

自分の安全は自分で作り出すことが、地域の安全につながります。

多くのヒヤリ事故の中から重大事故が発生しています。事故ゼロのためには、体験者本人から詳細な要因を聞き取り、ヒヤリ事故を集め分析することが必要です。

また、危険の兆候を早くとらえることができれば、「無事故」又は「ヒヤリ事故」ですみますが、タイミングが遅くなれば「事故」になり、軽症から死亡・後遺障害を含む「重大事故」にまでなってしまう恐れがあります。

○　ハインリッヒの法則とは？

ある１つの重大事故が発生した場合、同じ原因で２９件の軽い事故が発生し、３００件のヒヤリ事故が発生していると言われています。

（１：２９：３００）

○　安全への第一歩

農作業とそうでない時との区別を心身面からはっきりさせることが基本です。

「仕事への気持ちの切り替え」のポイントは？

１）作業計画を確認する
２）作業に適した作業服に着替える
３）適切な安全保護具、衛生保護具を使用する
４）作業中に発生するかもしれない危険について予測し、対策を考える

○　危険予知訓練

危険予知訓練とは、作業をする個人やグループで行うものです。次のような手順で行います。

１）これから取り組む作業について、起こりそうな危険について考える
２）想定した危険に遭遇したときの対処法を考える
３）想定した危険に遭遇しないようにするための行動を考える

危険予知活動は、１回５分程度しかかかりません。次の休憩までの作業について、危険予知を習慣づけましょう。「昨日と同じだから省略」はいけません。

○　農作業事故ゼロの心得

農作業でも「危機管理」が必要です。

危機管理の手順は？

１）危険の存在を認識する
２）危険を確認する
３）危険被害の推定
４）危険対策の評価
５）危険回避行動

の５段階があります。

○　農作業安全のポイント

①　取扱説明書をしっかり読む
　どんな商品にも説明書が付いています。制限事項、推奨事項、正しい用法など、製造者と使用者を結ぶ大切なものです。しっかり読む習慣を付けましょう。

②　安全装備を活用する
　事故を防ぐために、いろいろな安全対策が施されています。取り外したり、効き目がなくなるような細工を施してはいけません。

③　始業点検、終業点検、定期点検を実施する
　人の点検、機械の点検、環境の点検、すべてが良好で初めて満足な作業となります。点検チェックリストのある機械はそれに従い、ない機械は取扱説明書に従って行いましょう。

④　資格のない人には機械の操作をさせない
　農作業で扱うものの中には、免許、届け出、取扱講習・研修等を受けずに実施してはいけないものがあります。我が身の安全確保のため、必要な出費は惜しまないようにしましょう。

⑤　作業の基本を身につける
　機械の更新直後の事故が増えています。いきなりほ場作業を行うのではなく、裸地で練習をしましょう。安全操作、運転操作機器の機能、自動装置の応答性などについて、納入業者からの指導を受けるとともに、研修施設や農業機械士からも指導を受けましょう。

⑥　休憩時間を必ず作る
　普通の作業なら２時間程度に１回、きつい作業はより頻繁に休憩を取りましょう。疲労を感じながらの作業継続は集中力の低下を招き、事故になることが多いのです。能力、経験等に合わせた作業計画を立てましょう。また、休憩時には、危険予知活動を忘れずに。

⑦　機械格納庫の整備
　小さな物は棚を使って立体的に、車輪のない大きな作業機は台車に乗せて、それぞれ格納しましょう。また、一つの機械を使うのに多くの機械を動かすようなことがないよう配置しましょう。格納庫内での点検調整のために、床が平らで、適切な明るさがあり、換気が行われる空間を確保しましょう。

⑧　家からほ場までの安全確保
　他の自動車などとトラブルを起こさないように移動しましょう。
　乗用トラクターは作業機を付けたままでは公道を走れません。トラックなどで別送しましょう。
　雨、台風の後などは路肩の強度を確認しましょう。

⑨　圃場での安全確保

　段差のあるほ場への出入りは、歩み板や十分な幅と長さのある進入路を利用しましょう。

　「急」のつく操作は事故のもとです。（急発進、急ハンドル、急ブレーキ等）

　肥料や苗などの資材補給は人力作業となるので、作業姿勢に気を付けましょう。

　トラクターがぬかるみにはまり込んだら、自力で脱出せず、他のトラクターに牽引してもらいましょう。

　騒音の大きい機械作業では、共同作業者や家族との合図を決めておきましょう。また、近づくときは、作業者の前側から近づくようにします。

⑩　ほ場から家へ

　ほ場から出るときは、ブレーキペダルの連結を必ず確認しましょう。

　薄暮時から夜にかけての道路走行では、低速車マークや反射資材を活用し、他の自動者などに存在をアピールしましょう。

⑪　園芸施設での作業安全

　歩行型管理機での耕うん作業中に後退しようとしてハンドルに体が持ち上げられる事故が頻発しています。ハンドル回転式の管理機を使いましょう。また、後退発進時はエンジン回転を下げ、ハンドルを下方に押しつけながらクラッチをゆっくりとつなぎましょう。

⑫　果樹園作業の安全

　脚立やはしごを使う高所作業は、高齢者にとってバランスを崩し転落の可能性が高まります。高所作業台車や路面の広いステップ等を使いバランスを崩しにくくしましょう。

　スピードスプレヤーでの防除は後方ばかり気にしていると枝にぶつかったり、首に引っかけることがあります。前方にも十分注意しましょう。

⑬　傾斜地作業の安全

　平地の作業よりも転倒の可能性が高くなります。安全キャブや安全フレームの付いたトラクターを使いましょう。

⑭　畜舎内作業の安全

　給餌車、配飼車に挟まれないようにしましょう。

　フォークで足を突かないようにしましょう。

　サイロに入る時は、サイロ内が酸欠状態になっていないかチェックを必ず行いましょう。

　搾乳作業では腰曲げと重量物運搬があるので、腰を痛めないようにしましょう。

救急処置と労災保険の加入

農作業事故と救急措置

死ぬか生きるか、入院か、通院かを分けるのは救急処置がうまくできたかどうかにかかっています。どんな事故でも早く発見し、早く病院へ連れていければそれだけ命を救う確率が高くなります。

★正しい応急処置

1）事故を発見したら、まず機械のエンジンを停止する。家族全員が所有機械のエンジン停止方法を知っておくようにする。

2）ケガの様子を正しく把握し、救急出動の連絡をする。

3）救急隊到着までの間に適切な応急処置を施す。

4）救急隊が到着したら、施した処置について報告する。

★労災保険制度のあらましについて

○農業者の労災保険制度は３本建てです。

農作業事故の補償を得るため、営農の実態に合った労災保険に加入しましょう。

	①特定農業従事者	②指定農業機械作業従事者	③中小事業主等
加入資格	①経営耕地面積２ｈａ以上または年間農畜産物販売金額３００万円以上の個別経営の家族従事者 ②一定の地域営農集団、農事組合法人の構成農家の家族従事者	指定農業機械を使用する者１５才以上の男女、兼業農家でも学生でも機械を使う人なら誰でも加入できる	①年間１００日以上労働者を使用する事業主とその家族従事者等 ②その事業の労災保険に係る事務処理を委託している
補償対象作業	土地の耕作・開墾、植物の栽培・採取、家畜・蚕の飼育の作業で次に掲げるもの ①動力により駆動される機械を使用する作業 ②高さが２メートル以上の箇所における作業 ③サイロ、むろ等酸素欠乏危険場所における作業 ④農薬散布の作業　　　等	土地の耕作・開墾、植物の栽培・採取の作業にあって、指定農業機械を使用する作業及びこれに直接付帯する行為	農作業上の事故や疾病

○集落営農組織における具体的な加入方法について

１．任意組合の構成員（農業者）は、個人事業主の資格で「特定農作業従事者」又は「指定農業機械従事者」として特別加入するのが原則です。

２．任意組合が「法人化」により、オペレータ等労働者を雇用すれば「労働者」としての一般加入と「役員」の労災保険特別加入制度が活用できます。

３．また、「必要な補償」を充足させるためには、労災保険制度に加え、ＪＡ共済等保険の活用についても検討して下さい。

集落営農組織における労災保険の加入形態

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td rowspan="2">組　合　員</td><td colspan="2">雇用労働者</td></tr>
<tr><td>組合員</td><td>非組合員</td></tr>
<tr><td rowspan="2">特定農業団体等</td><td>任意組合
〈民法667条組合契約〉</td><td>特別加入
（特定農作業従事者）
（指定農業機械作業従事者）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>人格のない社団
〈法人税基本通達1－1－1〉</td><td>特別加入
（中小事業主等）
（特定農作業従事者）
（指定農業機械作業従事者）</td><td>一般加入</td><td>一般加入</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="3"></td><td colspan="4">組　合　員</td><td colspan="2">非組合員</td><td rowspan="3">代表理事
（理事・監事）
〈労働者性のない者〉</td></tr>
<tr><td colspan="2">法人が組合員を労働者として雇用しない場合</td><td colspan="2">法人が組合員を労働者として雇用する場合</td><td colspan="2">（法人雇用労働者）</td></tr>
<tr><td>“事　業”従　事</td><td>“事　務”従　事</td><td>“事　業”従　事</td><td>“事　務”従　事</td><td>事　業従　事</td><td>事　務従　事</td></tr>
<tr><td rowspan="2">農事組合法人</td><td>従事分量配当制</td><td colspan="2">特別加入
（特定農作業従事者）
又は
（指定農業機械作業従事者）</td><td></td><td>一般加入</td><td colspan="2">一般加入</td><td>特別加入
（中小事業主等）
又は
（特定農作業従事者）
又は
（指定農業機械作業従事者）</td></tr>
<tr><td>確定給与制</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">一般加入</td><td colspan="2">一般加入</td><td>特別加入
（中小事業主等）
又は
（特定農作業従事者）
又は
（指定農業機械作業従事者）</td></tr>
</table>

（備考）法人に雇用されない組合員は、個人農業者として特別加入（「特定農作業従事者」「指定農業機械作業従事者」）の対象となる。
労働者を雇用する法人の代表理事と役員（理事）は、「中小事業主等」として特別加入が可能である。

農業者に係る労災保険加入の形態

<table>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">一般加入
（雇用労働者）</td><td colspan="3">特　　別　　加　　入</td></tr>
<tr><td>中小事業主等</td><td>指定農業機械作業従事者</td><td>特定農作業従事者</td></tr>
<tr><td>保 険 料 率</td><td>12／1000</td><td>12／1000</td><td>5／1000</td><td>8／1000</td></tr>
<tr><td>保険料負担</td><td>事業主</td><td>事業主</td><td>加入者</td><td>加入者</td></tr>
</table>

（備考）　個人事業主の場合の本人の分の特別加入労災保険料は必要経費（法定福利費）ではなく、社会保険料控除（事業主貸）の対象となります。法人の場合は損金（報知恵福利費）になります。

6　啓発資材等一覧

題　　　　　名	製　　　作	備　　考	所要時間
農作業安全シリーズ　Disc1 女性・高齢者の安全を確保しよう あなたの安全度チェック	(社)日本農業機械化協会	ビデオ(ＤＶＤ)	４７分
農作業安全シリーズ　Disc2 農作業環境丸ごと点検 農作業事故の実態と防ぎ方 トラクター転倒死亡事故を防ごう	(社)日本農業機械化協会	ビデオ(ＤＶＤ)	５１分
セイフティアグリシリーズ　Disc1 あなたを守る安全フレーム トラクター運転操作の基本 トラクターセイフティチェックポイント 農機の路上走行を安全に 地域ぐるみで事故を防ぐ、トラクター安全研修の進め方	(社)日本農業機械化協会	ビデオ(ＤＶＤ)	８３分
セイフティアグリシリーズ　Disc2 春の農作業を安全に 中山間地の農作業安全 耕うん作業を安全に 秋の農作業を安全に 中山間地域の農作業安全 安全なコンバイン作業	(社)日本農業機械化協会	ビデオ(ＤＶＤ)	９２分
セイフティアグリシリーズ　Disc3 あなたのための安全保護具 事故を防ぐ農機の安全装置 安全確保のための正しい工具の使い方	(社)日本農業機械化協会	ビデオ(ＤＶＤ)	５１分
地域で守る担い手の生命（いのち） 地域での話し合いから始める農作業	(社)日本農業機械化協会	ビデオ(ＤＶＤ)	３５分
安全な作業のために－トラクター編－	現　代　映　像	ビデオ(ＶＨＳ)	１５分
安全に使っていただくために－歩行型トラクター編－	現　代　映　像	ビデオ(ＶＨＳ)	１５分
手抜き代かきのススメ	農山漁村文化協会	ビデオ(ＶＨＳ)	１９分
無人ヘリ防除の基礎知識	農山漁村文化協会	ビデオ(ＶＨＳ)	１７分
農作業安全診断ソフト 安全意識を事故点検しましょう	(社)日本農業機械化協会	ＣＤ－ＲＯＭ	－
「農機安全ｅラーニング」CD版 農業機械別に安全な利用方法についてゲーム感覚で学べる ・乗用トラクター（移動／耕耘作業／整備） ・自脱型コンバイン（移動／作業・点検整備） ・小型農機（歩行用トラクター／刈払機）	生研センター	ＣＤ－ＲＯＭ	－

※上記の資材等については、常時貸し出しをしていますので、地域での農作業事故防止・農作業安全のための研修会や座談会等に御活用ください。

＜問い合わせ先＞

岐阜県農政部農産園芸課水田農業担当　ＴＥＬ　０５８－２７２－８４３６

農作業による死亡事故が増えています

交通事故や労働災害による死亡事故が減少する中、農作業による事故は増加しています。平成17年の死亡事故は、労災事故の4倍の発生率となっています。

資料：死亡事故件数と人口から算出。死亡事故件数は、上から農林水産省生産技術課、警察庁交通局、厚生労働省安全課調べ。人口は、農林水産省統計部「農業構造動態調査」の農業就業人口、総務省統計局調べによる総人口及び労働者数。

高齢者による事故、機械操作に伴う事故が多くなっています

高齢化の進展に伴い、高齢農業者による事故の割合が増えています。(農作業死亡事故件数の3／4が65歳以上)

死亡事故の原因別では、農業機械の操作に伴うものが7割を占め、その約半数が乗用型トラクターによるものとなっています。

事故防止には、一人一人が高い安全意識を持って作業を行うことが重要です

安全対策が講じられた農業機械を導入しましょう

安全装置の装備等により、農業機械の安全性は向上しています。例えば、乗用型トラクターの**安全キャブ･フレームは、転落･転倒時の死亡率を1／8に抑える**等の高い効果が認められています。

乗用型トラクターは安全キャブ･フレーム付きのものを使いましょう

安全装置の装備等、一定の安全基準を満たしていることを国等が確認した農業機械には、このようなシールが貼られていますので、機械導入の目安として下さい。

農林水産省
検査合格証票

農業機械の管理･利用は、適切に行いましょう

機械自体の安全性能が優れていても、日頃の管理が不十分では、思わぬ故障が発生して事故を招いたり、万が一の場合に安全装置が機能しないこともあります。
日常的な点検に加え、整備工場での定期的な整備を行いましょう。

また、安全装置があっても、それを適切に使用しなければ効果はありません。
(例えば可倒式の安全フレームを倒したまま使用、シートベルトを着用しない等)
取扱説明書や関係法令に従った安全な利用を心掛けましょう。

安全な農作業に必要な知識･技術を習得しましょう

農作業には様々な危険が伴うことを認識した上で、安全な作業に必要な基本的な知識や技術を習得し、高い安全意識のもとで、それを実践することが重要です。

地域で開催される農作業安全研修会等に積極的に参加しましょう。
農業機械や農作業安全に関して高い知識･技術を持つ農業機械士を中心に勉強会を行う等の取組みにより、大きな効果をあげている地域もあります。

高齢者の方は、自らの心身機能の衰えを十分に意識して、農作業に取組みましょう

年齢が高くなると、視力、平衡機能、とっさの判断力等の心身機能は低下します。このため、事故を起こしやすくなり、ケガの程度も大きくなる傾向にあります。

これを防止するためには、高齢者の方が、自らの体力等が若い頃とは違うということを十分に自覚した上で、**余裕をもった作業を心掛ける**ことが重要です。

加齢による心身機能低下の程度
(20～24歳層を100とした55～59歳層の相対割合)

55～59歳層で視力は37%、判断力は23%、平衡機能は52%低下

データ出典：斉藤,労働の科学,22(1),4-9,1967

就業人口10万人当たり農作業死亡事故件数
(平成15～17年、3か年平均)

６５歳未満	７件
６５歳以上	１５件

65歳以上層は65歳未満層の2倍以上の事故発生率

高齢者による発生が多い農作業事故の例

野焼き中、火にまかれる

増水時に田の見回りに行って水路に転落する

急に後退してきた歩行型トラクターと壁の間に挟まれる

歩行型トラクターの後進作業時は後方の障害物に注意を！

万が一の事故に備えて、労災保険に加入しましょう

労災保険は、雇用労働者の業務災害時の補償を目的とする公的保険ですが、自営農業者であっても、一定の要件を満たしていれば加入できる特別加入制度があります。

万が一の場合でも、経営を維持し、家族の生活を守るため、労災保険の特別加入制度を活用しましょう。

特別加入制度の詳細は、お近くの農協や労働基準監督署等にお問い合せ下さい。また、厚生労働省のホームページで、右のパンフレットがご覧になれます。

なお、法人経営において、労働者を雇用する場合には、使用者の責任において労働者を労災保険に加入させることが義務づけられています。

(平成19年度版)

農作業安全対策の留意点等を詳細に解説した「農作業安全のための指針」や事故防止の取組事例等の農作業安全に関する情報が、農林水産省のホームページでご覧いただけます。

www.maff.go.jp/soshiki/seisan/shizai/nousagyouannzenn16.10.20.html

または、 **農作業安全対策**

※ **本資料中のイラストは、(社)日本農業機械化協会発行の安全啓発用冊子に掲載されたものを使用しています。同協会ホームページ**(http://nitinoki.or.jp/)**から、冊子の情報の他、農作業安全に関する情報が入手できます。**

お問合せ　農林水産省生産局生産技術課

TEL　03(3502)8111　(内線4840)

【平成20年3月作成】

農業者の皆さん
労災保険の特別加入を
ご存じですか!!

ここに
注目!

労災保険は、本来、労働者の負傷、疾病、障害、死亡などに対して保険給付を行う制度ですが、加入義務のない農業者の方も、一定の要件のもとに特別加入という形で任意加入できます。

療養・休業給付から遺族給付まで
手厚い補償があります!

MAFF
農林水産省

こんな方が対象になります！

特別加入制度は、以下のA～C、３つのうち、いずれかの方が対象となります。

特定農作業従事者の方

一定の経営規模以上の方が加入できます!

特定農作業従事者とは

年間の農業生産物総販売額が300万円以上または、経営耕地面積2ヘクタール以上の規模の方で、次に示す農作業に従事している方。
①トラクター等の農業機械を使用する作業 ②2メートル以上の高所での作業
③サイロ、むろ等の酸欠危険のある作業 ④農薬散布 ⑤牛・馬・豚に接触する作業

指定農業機械作業従事者の方

経営規模にかかわらず、加入できます!

指定農業機械作業者従事とは

自営農業者（兼業農家を含む）の方で、次に指定された機械を使用し農作業を行う方。
① 動力耕耘機その他の農業用トラクター ② 動力溝掘機 ③ 自走式田植機
④ 自走式防除用機 ⑤ 自走式動力刈取機、自走式収穫用機械
⑥ トラック、自走式運搬用機械 ⑦ 動力脱穀機や動力草刈機などの定置式又は携帯式機械

中小事業主の方

法人の代表者や役員でも加入できます!

中小事業主とは

常時300人以下の労働者を使用する事業者本人及びその家族従事者（法人の場合は代表者以外の役員）の方。または、1年間に100日以上にわたり労働者を使用することが見込まれる方で、以下の条件を満たしている方。
① 雇用する労働者について労働保険関係が成立していること。
② 労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること。

注：A、B、Cは重複して加入することはできませんので、どれか1つを選択して加入することになります。

加入手続について

A 特定農作業従事者
または
B 指定農業機械作業従事者

C
中小事業主の方

加入申込

加入申込

労災保険特別加入団体
（ＪＡ、県中央会など）

事務委託

事務手続

労働保険事務組合
（県中央会など）

事務手続

都道府県労働局・労働基準監督署

特定農作業従事者または、指定農業機械作業従事者の方は、ＪＡ等の**特別加入団体を通じて**加入申請してください。また、中小事業主の方は、**労働保険事務組合を通じて**加入申請をお願いします！

補償の内容について

療養補償給付
療 養 給 付

●農作業事故によるケガや病気を病院等で治療する場合

必要な治療が無料で受けられます。

休業補償給付
休 業 給 付

●農作業事故によるケガや病気の療養のため労働することができない日が４日以上となった場合

休業４日目以降、休業１日につき給付基礎日額（日給相当額のイメージ）の60％の休業補償と、20％の特別支給金の合計80％相当額が支給されます。

障害補償給付
障 害 給 付

●農作業事故によるケガが治った後に障害等級第１級～第７級又は、第８級～第１４級までに該当する障害が残った場合

障害の程度に応じた年金または一時金が支給されます。

遺族補償給付
遺 族 給 付

●農作業事故により死亡した場合

遺族人数に応じた遺族年金または遺族一時金が支給されます。

葬 祭 料
葬 祭 給 付

●農作業事故により死亡した方の葬儀を行う場合

給付基礎日額に応じた額が支給されます。

傷病補償年金
傷 病 年 金

●農作業事故によるケガや病気が療養開始後１年半を経過した日に、ケガや病気が治っておらず、障害の程度が傷病等級に該当する場合

障害の程度に応じた額が支給されます。

保険料の仕組みについて

・保険料は年1回の掛け捨て制で、その期間は4月1日から翌年3月31日までの1年間です。なお、年度途中の加入もでき、その場合の保険料は月割りとなります。

・加入する農業者は、ご自身の給付基礎日額を選択します。この給付基礎日額に基づき、年間保険料や補償内容が決まります。

ポイント１　給付基礎日額を申請しましょう。

・ご自身の所得水準に見合った額を申請いただきます。
・年間の農業収入を365日で割った額を目安として、3,500円～20,000円のうちから申請いただきます。
・申請いただいた額については、都道府県労働局長の承認が必要です。

ポイント２　ご自身の保険料を算出しましょう。

ご自身の年間保険料は以下の通り計算されます。

給付基礎日額　×　３６５　×　保険料率※

※【保険料率】 **３つの制度ごとに率が異なります！**

Ａ 特定農作業従事者・・・・・・・・　０.９％
Ｂ 指定農業機械作業従事者・・　０.５％
Ｃ 中小事業主等・・・ ・・・・・・・・・　１.２％

※平成22年度の料率

例えば...

【特定農作業従事者で、給付基礎日額を10,000円で労災加入される方の場合】

１０,０００円　×　３６５　×　０. ００９

ご自身の年間保険料は、

＝　**３２,８５０円**

よくある質問（Q＆A）

質問

労災保険に加入すると、どのようなメリットがあるのですか。

答え

年収に応じた保険料で、万が一の農作業事故に備えた様々な補償が受けられます。例えば、農作業事故に遭い、1ヶ月休業しなければならなくなった場合、

- **療養補償により必要な治療が無料で受けられます。**
- **給付基礎日額が1万円の場合、休業補償と特別支給金で1ヶ月につき216,000円給付されますので、この資金を活用してヘルパーなどを雇用できます（この場合の年間保険料は32,850円（1ヶ月当たり2,738円）です。）。**

質問

農業者なら誰でも労災保険に加入できるのですか。

答え

専業農家はもちろん、兼業農家であっても、一定の農作業に従事する農業者本人は特別加入制度を利用して労災保険に加入することができます。

質問

労災保険の特別加入は、どこに申請をすればいいのですか。

答え

加入窓口である「特別加入団体」または「労働保険事務組合」に加入申込をする必要があります。JAなどが特別加入団体になっている場合がありますので、お近くのJAや都道府県労働局にお問い合わせいただき、加入窓口の確認をしてください。

ところで．．．
みなさんが雇っているパートやアルバイト等の方々も労災保険に加入できます。

- 常時5人以上雇っている場合または法人の場合は強制加入です。
- 常時5人未満の場合は任意加入ですが、農業者本人が特別加入している場合やアルバイトやパート等の方の過半数が希望する場合は強制加入になります。

さらに詳しく知りたい方へ！

特別加入制度の詳細については、農林水産省又は最寄りの都道府県労働局へお問い合わせください！

さらに詳しい情報は、厚生労働省のホームページにおいて、厚生労働省が作成している左のパンフレットがご覧いただけます。

【ホームページアドレス】
http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-9.html

---

農作業安全対策の留意点等を詳細に解説した「農作業安全のための指針」や事故防止の取組事例等の農作業安全に関する情報は、農林水産省のホームページでご覧いただけます。

【ホームページアドレス】
http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/index.html

農林水産省　農作業安全対策

みんなの笑顔のために!
防ごう農作業事故!

農林水産省生産局
農業生産支援課（機械開発・安全指導班）
〒１００−８９５０ 東京都千代田区霞が関１−２−１
ＴＥＬ ０３−３５０２−８１１１（内線：4774）

農林水産省 農作業安全対策

都道府県労働局
労働保険徴収課（室） （加入手続担当）
労災補償課 （給付担当）